

表1 水質基準項目検査に係る採水場所及び検査回数等

No	項目名	基準値 (単位: mg/l)	1 採水場所		2 検査回数						3 検査項目別の省略の可・不可						
			(1) 給水栓 以外で 不	(2) 浄水 施設 出口 ・送配 水施設	(1) 1日1回	(2) 月1回	① 自動 測定 の場合 3か月 に1回	② 藻類の 発生 時期 のみ 月1回	(3) 3ヶ月 に1回	検査回数減が可 過去3年間の結果 が、基準値の1/5 以下なら年1回、 基準値の1/10 以下なら3年に1回	(1) 不 可	(2) 以下を検討のうえ、省略可 3年間の結果が基準値の1/2以下					
												かつ、 原水・ 水源・ 周辺 状況	① 薬品・資 材の使 用状況	② 地下水が 水源の ときの 近傍の 状況	③ 停滞水が 水源の ときの 藻類の 発生状況		
a	色	異常でない	○		○							○					
b	濁り	異常でない	○		○							○					
c	消毒の残留効果(残留塩素濃度)	0.1以上(遊離)	○		○							○					
1	一般細菌	100個/mL	○			○						○					
2	大腸菌	不検出	○			○						○					
3	カドミウム及びその化合物	0.003		○								○		○			
4	水銀及びその化合物	0.0005		○								○		○			
5	セレン及びその化合物	0.01		○								○		○			
6	鉛及びその化合物	0.01	○									○		○			
7	ヒ素及びその化合物	0.01		○								○		○			
8	六価クロム化合物	0.02	○									○		○			
9	亜硝酸態窒素 ★	0.04		○				◆	(○)		○						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○					○			○						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		○				◆	(○)		○						
12	フッ素及びその化合物	0.8		○							○			○			
13	ホウ素及びその化合物	1.0		○							○	(○) (地下水を採水)		○			
14	四塩化炭素	0.002		○							○					○	
15	1,4-ジオキサン	0.05		○							○					○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		○							○					○	
17	ジクロロメタン	0.02		○							○					○	
18	テトラクロロエチレン	0.01		○							○					○	
19	トリクロロエチレン	0.01		○							○					○	
20	ベンゼン	0.01		○							○					○	
21	塩素酸	0.6	○							○		○					
22	クロロ酢酸	0.02	○							○		○					
23	クロロホルム	0.06	○							○		○					
24	ジクロロ酢酸	0.03	○							○		○					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○							○		○					
26	臭素酸	0.01	○							○		(○) (汚水を採水)		○			
27	総トリハロメタン	0.1	○							○		○					
28	トリクロロ酢酸	0.03	○							○		○					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○							○		○					
30	ブロモホルム	0.09	○							○		○					
31	ホルムアルデヒド	0.08	○							○		○					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	○								○			○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○								○			○			
34	鉄及びその化合物	0.3	○							◆	(○)	◆		(○)			
35	銅及びその化合物	1.0	○								○			○			
36	ナトリウム及びその化合物	200		○							○			○			
37	マンガン及びその化合物	0.05	○								○			○			
38	塩化物イオン	200	○			○	○				○			○			
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300		○						◆	(○)	◆		(○)			
40	蒸発残留物	500		○							○			○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2		○							○			○			
42	ジェオスミン	0.00001	○							○							○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	○							○							○
44	非イオン界面活性剤	0.02		○							○			○			
45	フェノール類	0.005		○							○			○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○			○	○				○			○			
47	pH値	5.8~8.6	○			○	○				○			○			
48	味	異常でない	○			○	○				○			○			
49	臭気	異常でない	○			○	○				○			○			
50	色度	5度以下	○			○	○				○			○			
51	濁度	2度以下	○			○	○				○			○			
合計(51項目)★印は新規項目		(定期検査)	30	21		9	7	2	16	24 (4)	24 (2)	13 (1)	5 (1)	7	2		
		(毎日検査)	3		3						3						
「県指導」による定期検査追加項目									4		2						

- 【摘要】 1 それぞれの定期検査(月1回、3ヶ月に1回、年1回、3年に1回)で、水道法施行規則による省略不可項目は22項目である。
 2 ◆印の「亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・鉄・硬度」の4項目は、性状及び検出推移を把握することが望ましいことから、原則として検査回数の減及び省略を不可とし、水道法施行規則の回数の減または省略規定を適用しないこととする。
 3 前記2で省略不可能項目としたことから、(○)印の項目は、水道法施行規則の省略規定(年1回又は3年に1回検査)を適用し

(参考)

検査回数が定められている項目

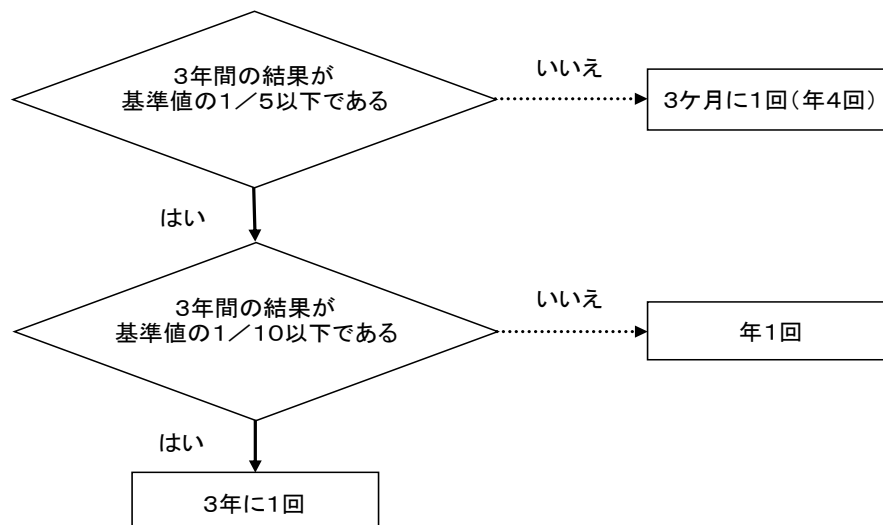
(☆: 県の指導により実施)

日1回検査	色 濁り 消毒の残留効果(残留塩素濃度)
月1回検査	1 一般細菌 2 大腸菌 38 塩化物イオン 42 ジェオスミン(藻類の発生が少ない時期を除く) 43 2-メチルイソボルネオール(藻類の発生が少ない時期を除く) 46 有機物(TOC) — 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 47 pH値 48 味 49 臭気 50 色度 51 濁度
3か月に1回	9 亜硝酸態窒素 ☆ 10 シアン化物イオン及び塩化シアン 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ☆ 21 塩素酸 22 クロロ酢酸 23 クロロホルム 24 ジクロロ酢酸 25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸(消毒を次亜塩素酸ナトリウムで行っている場合) 27 総トリハロメタン 28 トリクロロ酢酸 29 ブロモジクロロメタン 30 ブロモホルム 31 ホルムアルデヒド 34 鉄及びその化合物☆ 39 カルシウム・マグネシウム等(硬度) ☆

検査回数の減が可能なもの

- 3 カドミウム及びその化合物
- 4 水銀及びその化合物
- 5 セレン及びその化合物
- 6 鉛及びその化合物
- 7 ヒ素及びその化合物
- 8 六価クロム化合物
- 12 フッ素及びその化合物
- 13 ホウ素及びその化合物☆
- 14 四塩化炭素
- 15 1,4-ジオキサン
- 16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン
- 17 ジクロロメタン
- 18 テトラクロロエチレン
- 19 トリクロロエチレン
- 20 ベンゼン
- 32 亜鉛及びその化合物
- 33 アルミニウム及びその化合物
- 35 銅及びその化合物
- 36 ナトリウム及びその化合物
- 37 マンガン及びその化合物
- 40 蒸発残留物
- 41 陰イオン界面活性剤
- 44 非イオン界面活性剤
- 45 フェノール類

(下フロー図のとおり)



臭気物質について

・過去の結果が基準値の1/2以下かつ原水並びにその周辺の状況(ダム等停滞水源の場合は藻類の発生状況)から検査を行う必要がないことが明らかな場合

42 ジェオスミン

43 2-メチルイソボルネオール

原水のクリプトスポリジウム等検査について

クリプトスポリジウム等の除去または不活性化のために必要な施設がない場合は、指標菌検査を1か月に1回、クリプトスポリジウム等検査を3か月に1回以上行う。

対応済みの施設は、指標菌検査を3か月に1回、クリプトスポリジウム等検査を年に1回以上とする。